菊池市設計業務等におけるウィークリースタンス実施ガイドライン

(目的)

第1条 受発注者間において、設計業務等の業務環境を改善するための取組内容を定め、 計画的に業務を履行することで、より一層の円滑な業務の実施と品質向上に努めるこ とを目的とする。

(対象業務)

第2条 市が発注する建設コンサルタント業務等(測量、地質調査、設計、調査・計画、 発注者支援業務)を対象とする。ただし、災害時のやむを得ない緊急事態対応につい ては取組の対象外とする。

(取組内容)

- 第3条 基本的な取組は次のとおりとする。
  - (1) 休日明け(土日が休日の場合は月曜日)を依頼の期限日としない。
  - (2) 週1回以上は定時の帰宅に心掛ける。
  - (3) 休日前(土日が休日の場合は金曜日)には依頼しない。
  - (4) 勤務時間外に会議や打合せをしない。
- 2 その他、業務環境改善に関わる取組がある場合は受発注者間で協議の上決定する。 (進め方)
- 第4条 初回打合せ時に、前条の内から実施する取組内容を受発注者間で確認・調整の 上、打合せ記録簿に記録する。

(特記仕様書への記載)

第5条 特記仕様書等にウィークリースタンス対象業務であることを明確にすること。

## 附則

本ガイドラインは、令和7年9月16日から適用する。